

Q.
01

実際の事件を漫画にしたら 先に描いた人から訴えられた

A

無関係に描いたことを証明できれば大丈夫です



○ 先の漫画と無関係に描いたことを証明する必要があります

実際の事件を基に先に作られた漫画が“著作物”にあたらなければ、そもそも、著作権侵害は生じません。もっとも、漫画は登場人物が言葉を発しながら物語を展開させていくものですから、「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」（法10条1項4号）と「小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物」（同1号）、すなわち、美術と言語の著作物が融合した著作物と考えられます。

では、実際に起きた同一事件を基に、後から漫画を書くことは、先に書いた漫画の作者の著作権侵害になるのでしょうか。先の漫画と後の漫画が全く別物といえる程、中身が相違していれば、それぞれが別個独立の著作物であり、著作権侵害の問題は生じません。しかし、類似しているからこそ、訴訟になっているわけであり、基にする事件が同一である以上、漫画も似かよったものになるのは必定です。

まず、2つの漫画が人物の絵も、発する言葉も、コマも、構成も何から何までそっくりそのままのような場合、先に漫画を書いた作者の複製権（法21条）侵害になると思われます。

この点、著作権以外の知的財産権には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権があり、これらは、いずれも特許庁が審査の上、要件を充足するものとして、登録されて初めて、それらの権利が発生します。これを方式主義といいます。この場合、誰かが登録すれば、同一のものを登録できないため、先に登録された者だけが権利を取得することができます。これを先願主義といいます。

他方、著作権は、出願や登録など、何らの手続をせずとも、創作した瞬間に

自然発生した権利を得るという無方式主義がとられています。それゆえ、本来、特許権等のように、先後関係は問題とならず、後の作者も先の漫画を全く知らずに書いていれば、後の漫画も著作物になるだけのはずですが、原則はそうなのですが、上述したような丸っきり同じような漫画だと、著作物が「思想又は感情を創作的に表現したもの」（法2条1項1号）でなければならないところ、創作性が否定され、周囲からは単なる真似とみられます。

では、似ている部分もあるが同じではない場合はどうでしょう。先の漫画とは無関係に作ったのであれば、後の漫画も別個の著作物となり、著作権侵害の問題も生じません。ただし、先の漫画と無関係であることを証明できなければ、先の作者の翻案権（法27条）侵害とされてしまいます。翻案とは「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持して、…別の著作物を創作する行為」（最高裁平成13年6月28日判決）とあることからわかるように、要は先の漫画に依拠していれば著作権侵害となり、依拠していなければ自分の別の著作物になるということです。この結論を左右する「依拠性の有無」は、裁判では既存の著作物に接する機会があったか、偶然には一致するはずがない不備の箇所まで一致しているか等を指標に判断されます。

■ 実在事件を基にした作品は先の作品と無関係ということを証明する必要があります



1

デジタル時代の著作権想定例・各論

1節 著作権に関する原則・主義

Q.

32



外部に依頼したHPの著作権は誰にある？

A

自社のHPだとしても、その著作権は制作した外部会社にあります



○ 著作権譲渡契約を結ばないとHPの一部変更ができません

ホームページ（HP）とは、商品やサービスに関する情報をウェブサイト上で表示する最初のページをいいます。HPは、一般に「思想又は感情を創作的に表現したもの」（法2条）として著作物とされます。では、自社のHPの作成を**外部の制作会社**に依頼した場合、HPの著作権は誰が持っているのでしょうか。

この点、著作物とは、上述のとおり、思想又は感情を創作的に表現したものですから、著作者は、その著作物に創作的な思想又は感情を表現している主体でなければなりません。たしかに、著作権法は、著作物の原作品に又は著作物の公衆への提供・提示の際に、氏名・名称が表示されている者を著作者と推定すると定めています（法14条）。そこからすれば、HPの性質上、当然に自社の名称は表示されているはずなので、ほぼ全例、HPの著作者は自社と推定されることになります。しかし、これはあくまで**推定規定**にすぎません。

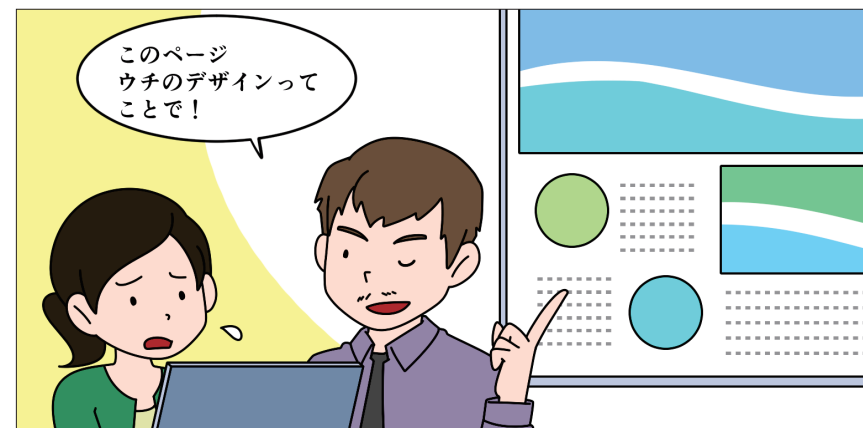
まず、外部の制作会社の技量を信頼して、HPの作成を殆ど任せてしまった場合、HPに表れている思想や感情を創作したのは、明らかに外部の制作会社です。それゆえ、HPの著作者は、外部の制作会社であり、依頼した会社は、HP制作の対価を支払って**成果物**を受け取っただけです。そうだとすると、これを自社HPとしてウェブ上に挙げる際、制作会社の許諾を得なければ、公衆送信権（法23条）侵害になるのでしょうか。さすがに、自社のHP制作を頼まれて、提供している以上、その契約には、HPの公衆送信は当然の前提となっているはずです。ただ、HPの著作権は、制作会社にありますから、そのHPを一部変更する必要

が生じた場合、勝手に行くと、翻案権（法27条）侵害となりかねません。このため、制作会社との間で、著作権譲渡（法61条1項）の契約を結んでおく必要があるのです（2章12）。しかし、著作権譲渡を受けても、著作者人格権は著作者に一身専属するため（法59条）、譲り受けられません。そうすると、HPの変更が著作者人格権の同一性保持権（法20条1項）を侵害する懸念はまだ残りますが、HPが不変というのもむしろ異例ですから、余程、突飛な変更でもない限り、「やむを得ないと認められる改変」（同2項4号）にあたると考えられます。

次に、自社のHP作成を依頼するにあたって、記載する文章や盛り込むイラスト、写真、それらの大きさ、配置、全体の構成等を詳細に指示していた場合、その指示・設定に創作性が認められる可能性があります。そして、**依頼会社**の創作的部分と制作会社の創作的寄与とを分離して利用不可能であるなら、それは**共同著作物**になります（法2条1項12号、2章15）。このとき、共同著作物の著作権（**共有著作権**）については、全員の合意によらなければ行使できません（法65条2項）。それゆえ上記場合も制作会社から共有著作権行使に関する合意をしておくか、共有著作権の譲渡を受ける必要があります。

最後に、HP作成を依頼する会社が一から十まで綿密に指示し、もはや注文者と請負人の域を超え、制作会社はその手足として動く助手とみなせる場合、著作権は依頼会社が持つことになります。このような場合には、当然、**著作権譲渡契約**は必要ありません。

■ 自社のHPでも著作権はあくまでも制作者にあります



1

デジタル時代の著作権想定例・各論

3節 著作者（著作権の主体）

Q.

55



定点カメラ
(海外のものを含む)を
自分のサイトにリンクしたい

A

定点カメラのライブ映像をリンクして流しても著作権侵害となりません



● たとえ海外の定点カメラ映像でも問題ありません

まず、**定点カメラ**とは、同一位置で同一方向を**定点観測**し、長時間録画するカメラをいいます。そして、定点カメラの**ライブ映像**は、一見、カメラが捉えた情報をハードディスク等の有体物に固定する過程を経るため、「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている」(法2条3項)として、「映画の著作物」にあたりそうです(法10条1項7号)。しかし、著作物というためには、「思想又は感情を創作的に表現したものである」(法2条1項1号)必要がありますが、定点カメラは、思想又は感情が介入する余地のない**機械作業**による撮影です。それゆえ、定点カメラの映像自体は、著作物ではありません。したがって、定点カメラのライブ映像を自分のウェブサイトへリンクして映しても、定点カメラ映像に対する複製権(法21条)・公衆送信権(法23条)侵害の問題は生じません。

ただ、定点カメラは、撮影可能域に存在する全てのものを映し出すため、捉えられた範囲内に何らかの著作物が含まれていた場合、その著作物に対する著作権侵害の有無が問題となります。ライブ映像の中には、多くの建物や行き来する人々はもちろん、偶然、偉人の彫像が入り込んでいたり、絵画・写真なども映っている可能性があります。もっとも、オフィスビル等一般的な建物は、創作性の点で著作物になりませんし、個性的な建物で著作物にあたるものでも、Q.52で触れたとおり、建築による複製等が禁じられている他は自由に利用できます(法46条2号、2章10)。また、美術の著作物の原作品が公園等の公

衆に開放されている屋外その他**公衆の見やすい場所に恒常的に設置**してあった場合には、**販売目的の複製**等を除いて、自由に利用できるとされています(法45条2項、法46条)。ただ、それ以外の著作物が映り込んでいた場合、つまり美術の著作物が原作品ではなく複製物であったり、写真の著作物(法10条1項8号)であった場合はどうでしょう。

この点、写真の撮影、録音、録画、放送その他、これらと同様に事物の映像・音を複製したり、複製せずにそのまま**伝達する行為**をする場合、その行為に**付随する著作物の利用**に関しては、**正当な範囲内**であれば、**著作権者の利益を不当に害しない限り**、著作権者の許諾が必要なくなりました(法30条の2第1項)。かつては、たまたま著作物が写り込んだ場合の例外規定を置いていましたが、令和2年の法改正により、ライブ配信等で意図して映し出す行為も対象になりました。

したがって、本件の定点カメラのライブ映像を自分のウェブサイトへリンクして映す行為は、著作権者の許諾を得る必要がありません。

また、Q.02で触れたように、日本を含む諸外国では、法の適用範囲について、自国の法は、自国の領域内で発生した事象に対して適用するという属地主義の原則が採られています(2章35)。とすると、海外のライブ映像であっても、自分のウェブサイトのサーバーに保存されることになるため、その行為には日本法が適用され、外国法は及ばないと考えられます。

なお、著作権以外で、映される人々の肖像権も一応、問題となりますが、個人宅の前に置くカメラ等でない限り、支障はないでしょう。

■ 定点カメラはリンクするなら問題ありません



1

デジタル時代の著作権想定例・各論

5 節 著作権の制限

Q.
60

街角ピアノを弾いた動画をアップしたい

A

YouTubeやニコニコ動画なら大丈夫です



○ アップする動画投稿サイトの規約に注意しましょう

まず、曲は、有名かどうかに関わらず、**音楽の著作物**です(法10条1項2号)。そして、曲の著作権者(作曲家)は、著作物である曲を公衆に聞かせる目的で演奏する権利を独占し、他者がこれを行うことを禁止できます(法22条、2章09)。

そこからすると、ストリートにおいて、ピアノでその曲を弾くことは、作曲家の**演奏権**侵害にならないでしょうか。

この点については、例外規定が設けられており、公表された著作物を**営利目的**でなく、**聴衆・観衆から料金を取らず**、それを実演する実演家に報酬が支払われることもなく、公に**演奏**をすることはできるとされています(法38条1項)。それゆえ、ストリートピアノで、よくあるようなお金を入れる箱を置いたりせず、演奏者自身、他の誰かから報酬をもらっていることもなく、ただ、純粋に道ゆく人に曲を聞かせる目的で、ピアノを弾く場合、作曲家の許諾を得る必要はありません(2章10)。

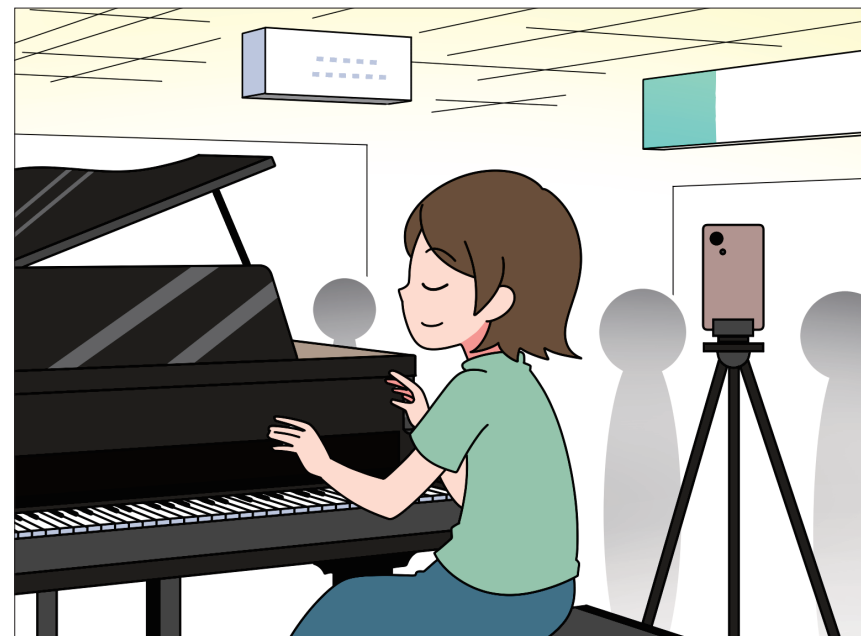
では、**ストリートピアノ**を弾くだけでなく、それをYouTubeにアップすることはどうでしょうか。YouTubeへのアップロードは、インターネットを使えば、誰でもアクセスできる状態にする送信可能化行為です。とすると、原則として、作曲家の許諾を得ずに行えば、公衆送信権侵害となるはずですが(法23条1項)。

しかし、動画投稿サイトが著作権集中管理団体のJASRAC(日本音楽著作権

協会)と利用許諾契約を締結している場合には、投稿者自身が管理団体から許諾を得なくても、曲のアップロードは可能です。そして、YouTubeや**ニコニコ動画**は、JASRACと利用許諾契約を結んでいます。このため、その曲がJASRACの管理の下にあるものなら著作権侵害の問題は生じません。JASRACの管理曲か否かは、インターネット上で(**J-WID**)、検索可能です。

なお、「有名な曲」が何なのかですが、仮に、ベートーヴェンの「運命」といった古典的な名曲であったような場合、著作権の存続期間は、著作権者の死後70年ですから(法51条1項)、著作権は既に消滅しています。ただ、インターネット上の投稿は、公衆への提供となるため、曲調を妙に変更させたりすると、「著作権者が存しなくなった後においても、著作権者が存していたならばその著作権者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない」(法60条)との規定に反することにもなりかねません。

■ 動画投稿サイトによってはストリートピアノの動画をアップしても大丈夫です



1

デジタル時代の著作権想定例・各論

7節 著作権の利用

05

二次的著作物とは何か

○ 二次的著作物の意義

二次的著作物とは、著作物を**翻訳**したり、**編曲**したり、変形したり、脚色したり、映画化したり、その他**翻案**することにより、創作したものをいう（法2条1項11号）。

ここで、二次的著作物は二次的ではあっても「著作物」とされるからには、原著作物の引き写しはもとより、僅かに修正した程度では、二次的著作物たりえない。すなわち、原著作物と手を加えた後の著作物を比較して、「創作」が加わったといえるレベルのものでなければならない。

○ 二次的著作物の具体例

例えば、翻訳であれば、英語の本を全文、日本語にするなどである。編曲とは、元の楽曲を新たな曲にするまでではないが、主旋律を変えないで他の部分に手を加えて、原曲とは異なった創作的部分が付加されることを意味する。

また、脚色や映画化等の翻案の例としては、まず、**脚色**とは、日常用語としては、事実をおもしろく伝えるために粉飾を加える意味で使われるが、ここでの意味は、小説等の原作を演劇化し、**脚本**にすること、具体的には、小説や事件を劇や映画で演ずることのできるような形にすることをいう。すなわち、脚本は、原作を上演する際に、登場人物を意識した構成に作り変えることである。

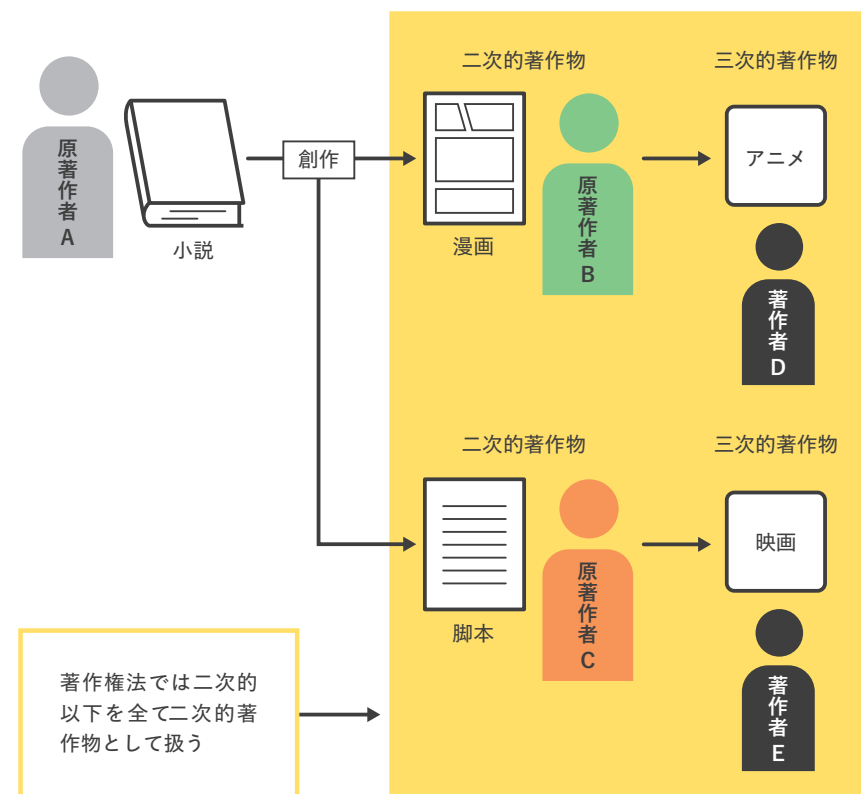
そして、脚本から映画を作る場合、脚本を**原著作物**とみれば、映画が二次的著作物となる。

なお、その脚本の元になっている小説等を原著作物とみると、脚本が二次的著作物となり、その脚本から作られる映画は、**三次的著作物**といえそうである。しかし、著作権法は、そのような複雑な構成をとっておらず、何次の著作物で

も、包括して、それらを全て「二次的」著作物として扱うこととしている。先の例でいえば、映画は、小説の二次的著作物であると共に、脚本の二次的著作物でもあることになる。ただ、二次的著作物の中味が相違する。すなわち、小説①→脚本②→映画の①と②で、それぞれ別個の創作性が加わっているが、映画製作者が主張できる（二次的）著作権は②の創作的部分のみで、**脚本家**が主張できる著作権は①の創作的部分に限られる。逆からみると、**小説家**は、①及び②の創作的部分には、著作権を主張できず、脚本家は②の創作的部分には著作権を主張できない。それらは、他人が創作した部分である以上、当然といえば当然である。

その他、大人向けの小説を子供用に書き変えたり、長い小説を映画用に短縮するといったことも翻案の一つである。

■ 二次的著作物とは



07

著作物とされないもの

◎ 著作物だが著作物と扱わないもの

先に挙げた指標からすると、著作物にあたりそうだが、法が敢えて著作物としていないものが存在する。それは、①**憲法**その他の**法令**、②国、都道府県、独立行政法人等の告示、訓令、**通達**、それに類するもの及びこれらの翻訳物・編集物で国や地方公共団体等が作成するもの、③裁判所の**判決**、決定等及び行政庁の**裁決**等である。

上記①、②、③のいずれも、公的性格の強いものであり、全国民に自由な利用を認めるべきであるから、「思想又は感情を創作的に表現した」（法2条1項1号）かどうかに関わらず、単に、政策的観点から法が「著作物としない」と定めたものである。

◎ キャラクター

次に、ミッキーマウス、ポパイ、ちびまる子ちゃんといった**キャラクター**が著作物にあたるかで争われることがあるが、これについては、キャラクター自体が「思想又は感情を創作的に表現したもの」（法2条1項1号）とはいえないため、著作物性が否定される。裁判所も同様な判断をしている（最高裁平成9年7月17日判決）。例えば、ミッキーマウスがそこにいるだけで、何か思想や感情を表現したと捉えることができない以上、上記結論は当然であろう。キャラクターが喋ったり、何らかの行動をとって初めて、著作物性が生じてくるわけである。

08

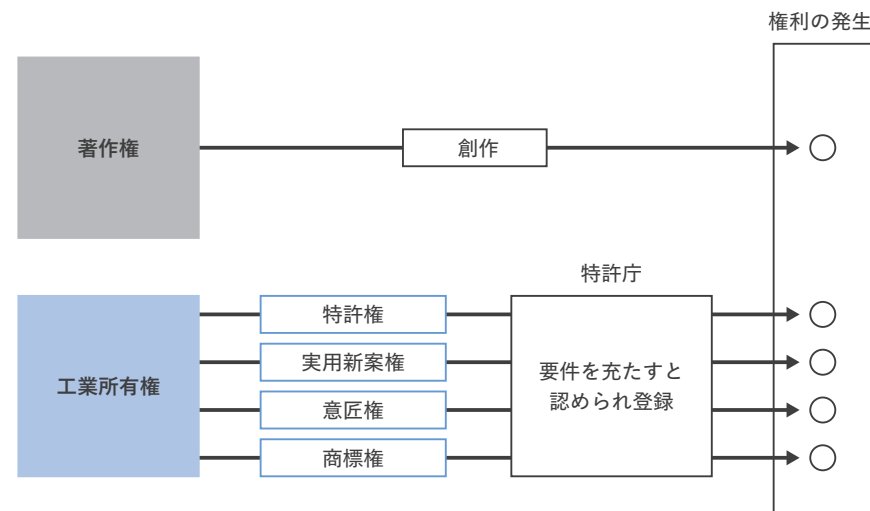
著作物にはどのようにして著作権が発生するのか

◎ 無方式主義

著作権は、**知的財産権**の一つだが、他の知的財産権と大きく異なる点がある。それは、著作権が出願や登録など、何らの手続をせずとも、創作した瞬間に自然発生することである。これを無方式主義と呼んでいる。

他方、著作権以外の知的財産権には、**特許権**、**実用新案権**、**意匠権**、商標権があり、これらをまとめて工業所有権と呼ぶが、いずれも特許庁が審査の上、要件を充たすと認められ、登録されて初めて、それらの権利が発生する（方式主義）。このうち、特許権と実用新案権は、いわゆる“技術的な発明”であり、なじみが深いであろうから説明は省略する。意匠権と商標権は、少し似ている

■ 著作権（無方式主義）と工業所有権の違い



著作物を創作した時点で著作権が自動的に発生するため、権利を得るための手続が不要であるという原則を無方式主義と呼ぶ。著作権以外の知的財産権は特許庁で認められ登録されて初めて権利が発生する。

20

無断で使用できる例外

● 実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者

上記実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者が有する著作隣接権も、著作権にみられた無断使用可能な例外の多くが当てはまる。

すなわち、私的使用のための複製・翻案、付随の対象著作物の利用、検討の過程における利用、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用、図書館等における複製等、引用、教育機関における複製等、試験問題としての複製等、営利を目的としない上演等、時事の事件の報道のための利用、裁判手続等における複製等、立法・行政目的の内部資料としての複製等、行政手続における複製等、情報公開法・公文書管理法等による利用、国立国会図書館法によるインターネット資料等収集のための複製等、放送事業者等による一時的固定、公開の美術・建築の著作物の利用、美術・写真の著作物の譲渡申出等に伴う複製等、電子計算機における著作物の利用に付随する利用等、電子計算機上の情報解析・処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等については、実演家やレコード製作者や放送事業者や有線放送事業者に断りなく、かかる行為をなしうるのである（法102条1項）。

著作隣接権の主な例外

私的使用：複製、翻案

付随の対象著作物の利用：映り込み等

図書館等：複製

教育機関：複製

非営利目的な上演：文化祭での上演等

報道：時事の事件の報道のための利用

裁判：手続き時の複製

国会図書館：資料収集のための複製

美術、建築：公開の著作物の利用

コンピューター利用：検索、解析結果

21

実演家人格権とは
どのような権利か

● 著作者人格権との対比

先に、著作者人格権に関する説明をするに際し、著作権は、特許権等の工業所有権に比し、権利の対象である著作物が自分の思想・感情である関係上、権利主体たる「人」とつながりが深いがゆえに、著作者人格権なるものが認められるとした。

そこから、**実演家人格権**についても、同様な説明が可能である。すなわち、レコード製作者や放送・有線放送事業者の場合、権利の対象が単なる伝達行為の色彩が強く、個性が表れにくいものであるのに比し、実演家の場合、権利の対象たる「実演」がその人の思想や感性、性格といった個性の表れやすいものゆえ、権利主体たる「人」との結び付きがより深いといえる。

このため、著作隣接権のうちで、唯一、実演家にのみ、実演家人格権が認められているのである。実演家人格権も、著作者人格権と同様、その人の一身に専属し、他者に譲渡することはできない（法101条の2）。

そして、著作権法は、実演家人格権として、氏名表示権と同一性保持権の2つを定めている。著作者人格権の一つである公表権がないのは、実演自体が公表に近い行為といえるからである。

● (1) 氏名表示権

実演家は、実演を公衆に提示する際に、自分の名前を表示するか否か、表示するとして、どのように表示するかを決める権利を有する（法90条の2第1項）。

ただ、実演家名の表示は、公正な慣行に反しないと認められる場合又実演の利用目的・態様からみて表示の実益がないと認められる場合には、これを省略

24

著作隣接権

○ 著作権との違い

著作隣接権は、著作権と比べると、権利の内容が伝達行為的性格が強く、創作性は希薄であるため、著作権と同等の権利保護を及ぼす必要はない。

そこで、著作権法は、実演、レコード、放送、有線放送に関し、次のように、権利の**存続期間**を定めている。

○ 実演家

実演家の著作隣接権は、実演家の死亡から起算する定めはとらず、その実演が行われた後70年存続するとされている（法101条2項1号）。

○ レコード製作者

レコード製作者の著作隣接権は、そのレコードが発行された後70年存続する（法101条2項2号）。

○ 放送・有線放送事業者

放送事業者及び有線放送事業者の著作隣接権は、その放送・有線放送が行われた後50年存続する（法101条2項3号、同4号）。

平成30年改正により、軒並み、権利存続期間の延長が図られたが、放送事業者及び有線放送事業者の権利のみ、従前の50年のまま据え置かれた。著作権隣接権の中でも、放送・有線放送が著作物を伝達する性質がより強く、創作性が薄いという側面が影響していると考えられる。

25

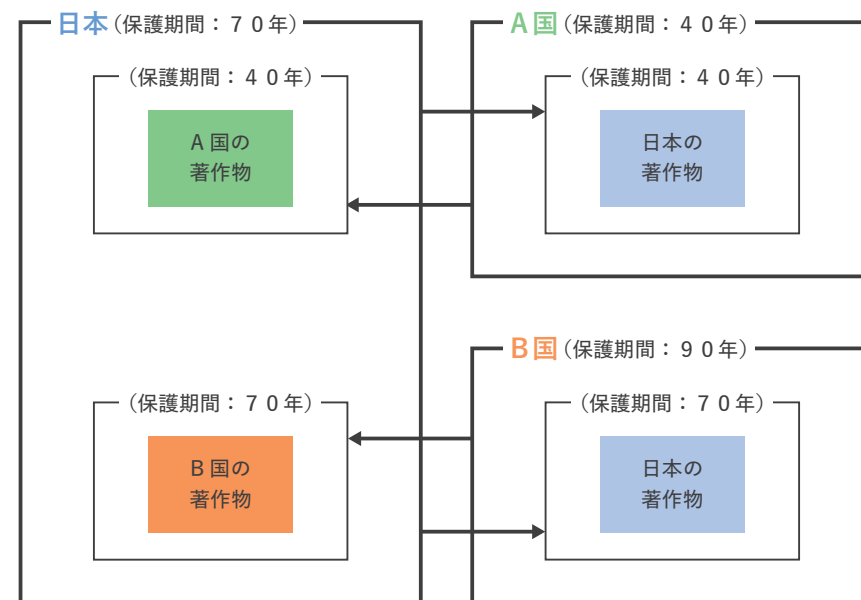
相互主義

○ 相互主義

ベルヌ条約等の加盟国間において、我が国より権利存続期間が短い加盟国があった場合、その加盟国の著作物については、その国の定める権利存続期間だけ保護すれば足りるとされる（法58条）。それは、他の加盟国から見ても同様の扱いをすることであり、**相互主義**と呼ばれる（ベルヌ条約7条）。

これは、外国著作物を内国著作物と同程度に保護するという「内国民待遇の原則」（ベルヌ条約5条）を貫いた場合の不公平を是正するものである。

■ 相互主義の例



海外の著作物を日本で発行した場合には、その国の権利存続期間と日本の権利存続期間を比較し、短い方の存続期間だけ保護される。

29

出版権の設定

○ 利用の特殊形態

著作物について、利用の許諾を受ける場合と権利の譲渡を受ける場合とで、後者の方が強い権利を持つのは明らかである。ただ、著作物の利用行為の中で、特に出版に関し、許諾を受けるよりも、強大な権利を持つ場合を法は用意している。それが**出版権の設定**である。

○ 出版権の準物権的効力

すなわち、著作者・複製権者・公衆送信者（以下、併せて「著作権者」という）は、他者の出版を一切許さない出版に関する排他的な独占権を設定することができる。

この場合、先に触れた著作物の一般的利用に関する排他的許諾とは異なり、単なる債権的効力にとどまらず、その排他的利用権は、著作物を直接支配する物権同様の効力（**準物権的効力**）を有するとされている。

具体的には、出版権の設定を受けた者（以下「出版権者」という。）は、著作物を頒布するために、印刷その他機械的・化学的方法により、原作品を変えることなく、文書や図画あるいは電磁的記録として複製したり、公衆送信する権利を独占し、他者がこれを行うことを禁止できる（**法80条1項**）。もっとも、原作品の誤字・脱字の修正程度まで許さないものではない。

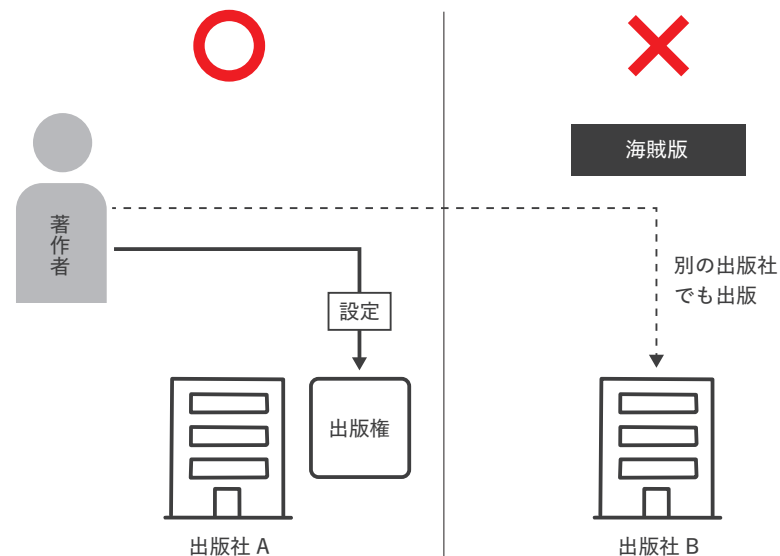
○ 出版権の設定時期

出版権は、あくまで、著作権の一部であることから、著作権が成立する前、つまり、未だ著作物を作成していない段階で、これを設定することはできない。

○ 刑事罰

出版権侵害には、著作権侵害や著作隣接権侵害と同様に、刑事罰が科されている（**法119条1項**）。それゆえ、たとえ著作権者といえども、著作物に関し、いったん出版権の設定をした後に、出版権者の権利を侵害する行為をすれば、**出版権侵害罪**として処罰される。そこからすると、出版権の設定は、出版に関する著作権自体を譲渡するに匹敵する法律行為といえるかもしれない。

■ 著作者であっても出版権侵害で処罰される



出版権侵害には海賊版の発売等が考えられるが、それだけでなく、たとえ著作者であろうとも、出版権を設定された出版権者以外の会社等から同じ著作を発売すると、出版権侵害として処罰される。

○ 出版権の登録

かように強い権利である出版権の設定やその移転は、登録しない限り、第三者には対抗できない（**法88条1項**）。

なお、出版権の譲渡については、著作権者が出版者の会社規模、知名度といった個性に着目している可能性を考慮し、著作権者の承諾を得ることを要求している（**法87条**）。

35

国際的保護

○ 保護の必要性

著作物が国内でしか利用されないものであれば、著作権法という国内法による保護で足りることになる。しかし、現代においては、日本の著作物が外国語に翻訳されて海外でも流通したり、日本の名曲が国境を越えて普及する、あるいは逆に、海外の著名なアーティストが我が国でコンサートを開いたり、世界的な名作があらゆる言語に翻訳され、日本の書店でも販売されたりしている。

そして、我が国では、法の適用範囲について、自国の法は自国の領域内で発生した事象に対して適用するという**属地主義**の原則が採られている。そのため、著作権法の効力も本来、日本国内の行為にしか及ばない。それゆえ、例えば、著作物を著作権者に無断で複製することが、日本では許されなくとも、著作権法の効力が及ばない外国では複製し放題となってしまう。これは、いったん海外に持ち出して複製すれば、その外国を拠点にして世界中に複製物を広められることになりかねない。かかる事態は、他国の立場に立っても同様である。

そこで、多数の国が著作物に関し、たとえ外国で生じた外国人の著作物であっても、国内でなされる行為に対しては、国内著作物と同様の保護を及ぼすという方策をとれば、ひとまず、上記のような国内法潜脱行為は、外国法によって規制されることになる。ただ、国内法の整備がなされていなかったり、各国で区々な法的保護である等により、著作物に対する保護は十分でない場合も起こりうる。

それらをまとめて解決するには、できるだけ多くの国が加盟し、いずれの加盟国内でなされる行為に対しても、画一的な保護を及ぼす条約の締結が必要となるのである。

○ 属人主義と発生地主義

著作権法は、著作物として扱う範囲について、日本国民の著作物と最初に日本国内において発行された著作物と定めている（法6条1号、同2号）。前者は、人に着目しているため、**属人主義**と呼ばれ、後者は、初めに生じた場所に着目しているため、**発生地主義**と呼ばれる。

ただ、上記2つのいずれにも該当しない著作物、例えば、外国人の著作による外国で発行した著作物であっても、我が国が締結している条約が保護すべきと定めたものについては、著作物となる（同3号）。

○ 内国民待遇の原則と相互主義

まず、外国著作物と内国著作物の取り扱いについてであるが、それぞれを別個独立に保護することで、外国著作物を内国著作物より有利に扱う必要がないことから、外国著作物に関し、あくまで内国著作物と同程度に保護する建前が**内国民待遇の原則**である。

次に、内国民待遇の原則では、国内法の定めとの相違により、不公平が生ずる場合がある。それは、例えば、日本の著作物の存続期間が70年であっても、ある外国のそれが35年だとすると、その外国の著作物は日本で70年と自国内より延長されるメリットがあるだけだが、日本の著作物はその外国で35年と自国内より短縮されるデメリットしかないことになる。

かような不平等が生じないようにするために、外国の著作物に対しては、その外国において自国の著作物が受けられる保護を限度としてしか保護しない建前が必要となる。これを**相互主義**と呼んでいる。

属人主義・発生地主義・相互主義

種類	対象	内容
属人主義	人	日本国民の著作物に著作権が発生する
発生地主義	場所	最初に日本国内で発行された著作物に著作権が発生する
相互主義	海外	外国の著作物は、その外国において自国の著作物が受けられる保護を限度でしか庇護しない